

資料編

1 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議設置要綱

平成25年3月18日 24福介発第13868号区長決定
改正 平成28年4月1日 28福介発第10081号部長決定

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」（以下これらを「計画」という。）を一体的に検討し、策定し、推進するため、大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の作成及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 地域ケア会議に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員（以下「委員」という。）21人以内で構成する。

- (1) 学識経験者・弁護士
- (2) 保健医療
- (3) 福祉
- (4) 地域
- (5) 区民

2 前項第5号に規定する委員は、一般公募により選出する。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。ただし、初回については、区長が招集する。

- 2 推進会議は、区長の諮問に応じ、必要な事項を答申する。
- 3 推進会議は、必要と認める場合は、計画に対し、区長に提言することができる。
- 4 推進会議は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 推進会議には、第2条各号に規定する事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門部会の委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を推進会議に報告する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 6 部会は、必要と認める場合は、部会委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進会議及び専門部会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、推進会議又は専門部会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議案に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき推進会議又は専門部会及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議又は専門部会に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課及び福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎佐藤 信人	宮崎県立看護大学
	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター
弁護士	深道 祐子	東京弁護士会
保健医療	正林 浩高	一般社団法人 大森医師会
	安達 大輔	一般社団法人 田園調布医師会
	松坂 聡	一般社団法人 蒲田医師会
	塩津 二郎	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会
	田中 敏郎	一般社団法人 大田区薬剤師会
福 祉	丸山 泰一	大田区特養・養護施設長会
	藍原 義勝	大田区通所介護事業所連絡会
	瀧 良一	特定非営利活動法人 大田区介護支援専門員連絡会
	森部 一夫	公益社団法人 大田区シルバー人材センター
	小野 昌之	大田区地域包括支援センター
	中原 賢一	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
地 域	富田 俊一	大田区シニアクラブ連合会
	常安 雅彦	大田区民生委員児童委員協議会
	春澤 武史	大田区立特別養護老人ホーム糀谷家族会
	林 義雄	大田区自治会連合会
	中村 重三	糀谷ウォーキング
区民	御任 充和子	公募
	富井 美子	公募

◎会長

(令和3年11月17日現在)

3 大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議審議経過

開催日	審議内容
第1回 令和2年5月28日（木） 【書面会議】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者施策推進プランの実施状況報告（令和元年度） 令和元年度 高齢者等実態調査報告 8期計画概要（プラン概要、基本指針、地域カルテ）
第2回 令和2年8月4日（火） 【書面会議】	<ul style="list-style-type: none"> 第7期大田区介護保険事業計画の実施状況（令和元年度） 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の基本理念及び基本目標（案）
第3回 令和2年10月9日（金） 【通常会議・WEB会議併用】	<ul style="list-style-type: none"> 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の策定の進捗状況（概要案）
第4回 令和2年11月17日（火） 【通常会議・WEB会議併用】	<ul style="list-style-type: none"> 次期「おおた高齢者施策推進プラン」の（素案）について 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）及び区民説明会
第5回 令和3年2月8日（月） 【WEB会議・書面会議併用】	大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果 <ul style="list-style-type: none"> おおた高齢者施策推進プラン（案）

第8期計画策定会議開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議及び通常会議とWEB会議を併用して開催した

4 用語解説（五十音順）

【あ行】

◇ICT

ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つ。コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある

【か行】

◇機能アップ3か年計画

平成30年度に実施した「評価フォローアップ事業」において、地域包括支援センターの機能強化のために継続的な業務改善のしくみを構築することを目的として、「3年後のめざす姿」の実現にむけて包括ごとに取り組む具体策を掲げたもの。

◇基本チェックリスト

厚生労働省が定める25項目のチェックリストで、生活機能の低下を判定する。いずれかに該当する高齢者は、介護予防・生活支援サービスの事業対象者となる。

◇居住支援協議会

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

◇区民意見公募手続（パブリックコメント）

区が区民生活に広く関わりのある計画策定等を行う前に、広く区民から意見や情報を募集し、意思決定に反映させること。

◇ケアマネジメント

利用者や家族の希望、課題の分析を通じてケアプランを作成し、ケアプランに基づくサービスの提供を行い、効果を評価して必要に応じて見直しを行う一連のサイクルにより、利用者に必要なサービスが総合的に提供されるよう調整を行うこと。

◇ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険サービスの利用にあたって、介護を必要とする者や家族への相談・助言、利用者のケアプラン作成、サービス事業者への連絡や手配などを行う者。

◇高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の割合。

【さ行】

◇在宅医療相談窓口

病院から在宅医療への円滑な移行や在宅医療の継続にあたって、病院やケアマネジャー、在宅医療スタッフ等からの相談対応や、適切な在宅医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の情報提供や相談、関係者間の調整を行う窓口。大田区では、各医師会に設置。

◇事業継続計画（BCP）

事業継続計画（BCP: Business continuity planning）とは、災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

◇社会貢献型後見人（市民後見人）

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢（倫理観）を身につけた上で、家庭裁判所から選任され、被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う第三者後見人。

◇若年性認知症

認知症は、一般的には高齢者に多い病気であるが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされる。若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、ご人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴がある。

◇手段的日常生活動作

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作(ADL: activity of daily living)ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものである。IADL (instrumental activities of daily living) とも呼ばれる。

在宅生活の可能性を検討する場合は、ADLの評価だけでは不十分であり、IADLが重要な指標になるとされている。

◇シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、大田区からの支援を受けて運営されている公益社団法人。企業や家庭、公共団体などから、さまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の登録会員に仕事やボランティア活動の機会を提供する。

◇シルバーピア

バリアフリー化等高齢者向けに配慮された賃貸住宅に、安否確認や緊急時対応等を行う生活協力員が配置された住宅。

◇成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な者の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援する法定後見制度と、本人が十分な判断能力を持っているうちに自ら代理人(任意後見人)を選び、本人の判断能力が低下した後で家庭裁判所に後見監督人を選んでもらい、代理人が後見する任意後見制度の2つがある。

【た行】

◇第1号・第2号被保険者

介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病(特定疾病※)が原因で要介護(要支援)認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

◇地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◇地域ささえあい強化推進員

高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、ニーズと活動のマッチングやネットワーク構築などのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターのこと。区では「地域ささえあい強化推進員」と呼称している。

◇地域包括支援センター

日常生活圏域に1か所を基本に、大田区内22か所に設置。高齢者の総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関として、高齢者を支える地域づくりを中心となって推進する。

【な行】

◇認知症施策推進大綱

認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」を令和元年6月18日にとりまとめたもの。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進め

ていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくとしている。

◇認定率

第1号被保険者数に占める65歳以上の要支援・要介護認定者数の割合。

【は行】

◇8050問題

2010年代以降の日本に発生している長期化した引きこもりに関する社会問題。引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化すれば親も高齢となり、収入に関してや介護に関してなどの問題が発生するようになる。これは80代の親と50代の子の親子関係での問題であることから「8050問題」と呼ばれるようになった。該当している親子の親には収入がなくなっている状態であり、様々な理由から外部への相談も難しく、親子で社会から孤立した状態に陥っている。

◇PDCAサイクル

PDCAとは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つ。日本では1990年代後半からよく使われるようになった方法で、計画から改善までを1つのサイクルとして行い、繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

◇避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般に高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児などを対象としている。

◇福祉サービス第三者評価制度

利用者が主体的に福祉サービス事業者を選択

できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し、評価を受ける。評価機関は専門的かつ客観的な立場からのサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられている。

◇福祉避難所

災害発生時に、高齢者や障がい者、乳幼児等で、一般の避難者との避難生活を送ることが困難な方を保護するための施設。

◇フレイル

フレイルは、「Frailty（虚弱）」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

多くの方は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているが、高齢者においては特にフレイルが発症しやすい。

【や行】

◇要支援・要介護認定

介護保険サービスの利用希望者が、介護が必要な状態であるか、どれくらいの介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区が認定すること。介護保険の対象外の「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられ、要介護5が最も介護が必要な状態。



おおた高齢者施策推進プラン

～大田区高齢者福祉計画・
第8期大田区介護保険事業計画～

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

発行年月 令和3年3月

発 行 大田区福祉部高齢福祉課・介護保険課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
電 話 03（5744）1111（代表）